

報告第7号

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山 中 健

記

訴えの提起について

処分理由

支払督促に係る債務者から、督促異議申立てがあったため、訴訟手続を進めるにつき、急施を要したので専決処分したもの。

専決第5号

訴えの提起について

災害援護資金貸付金返還の訴えを提起することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年5月18日

芦屋市長 山中 健

記

1 事件名 貸金請求事件

2 裁判所 神戸地方裁判所伊丹支部

3 相手方

4 請求の趣旨

次に記載の金額の支払いを求める。

- (1) 償還金残額 金2,477,850円
- (2) 上記金額に対する遅延損害金

参 照

1 事件の概要

平成 7 年 6 月、本市は相手方に対し、災害援護資金の貸付けを行ったが、5 年の据置期間及びその後の 5 年の償還期間を過ぎても、一部を除き元利償還金を償還しなかったため、平成 22 年 4 月 22 日に伊丹簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。

ところが、平成 22 年 5 月 10 日に相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、本件は訴えの提起があったものとみなされた。

2 民事訴訟法（抜粋）

（督促異議の申立てによる訴訟への移行）

第 395 条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。